



発行 新潟県

第 68 号

平成28年9月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 934 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 935 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 936 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 937 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 938 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 939 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 940 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 941 公共測量の実施通知(監理課)
- 942 公共測量の実施通知(監理課)
- 943 公共測量の終了通知(監理課)
- 944 土地収用法による事業の認定(用地・土地利用課)
- 945 土地収用法による事業の認定(用地・土地利用課)
- 946 道路の区域変更(道路管理課)
- 947 道路の供用開始(道路管理課)
- 948 道路の区域変更(道路管理課)
- 949 道路の供用開始(道路管理課)
- 950 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 951 都市計画事業の事業計画の変更施行(下水道課)

公 告

- 一般競争入札の実施(情報政策課)
- 平成28年度後期技能検定の実施(職業能力開発課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

監査委員公表

- 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表(監査委員事務局)



◎新潟県告示第934号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
新発田駅前薬局	新発田市諏訪町1丁目2番11号 イクネスしばたMINTO館1階	育成医療・更生医療	平成28年9月1日
あさひ薬局 栃尾店	長岡市金町2丁目5番21号	育成医療・更生医療	平成28年9月1日
とようら 訪問看護ステーション	新発田市荒町甲1611番地51	育成医療・更生医療	平成28年9月1日

◎新潟県告示第935号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
にしわき薬局	上越市本町5-4-5	薬局	平成28年9月1日

◎新潟県告示第936号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
エム・ケイ薬局 とちお店	長岡市栄町 2丁目1番47号	育成医療・更生医療	平成28年7月31日
中央薬局 栃尾店	長岡市栄町 2丁目1番45号	育成医療・更生医療	平成28年7月31日
ウラダテ調剤薬局	三条市西裏館1-10-44	育成医療・更生医療	平成28年7月31日

◎新潟県告示第937号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出

があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	15024	登録年月日	平成17年7月28日					
登録検査機関の名称	特定非営利活動法人米ニケーションセンター							
代表者氏名	理事長 平石 節子							
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市脇川新田町字前島970番地99							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	原田 友和	新潟県長岡市高田 50	玄米	K1516136				
備考	略称『NPO米ニケーションセンター』平成28年9月2日 登録検査員1名の登録抹消。検査員合計4名。							

◎新潟県告示第938号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日					
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟							
代表者氏名	理事長 内田 潔							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1265番地							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	桑原 早知子	新潟県魚沼市中塚 1359	もみ、玄米	K1522033				
	土屋 友洋	新潟県新潟市秋葉区みそら野 2-7-3	もみ、玄米	K1525040				
備考	略称『米ネットワーク新潟』平成28年9月2日 農産物検査員2名の登録抹消。検査員合計81名。							

◎新潟県告示第939号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、佐渡市の小布勢土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年9月2日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市西三川 1046	島倉 武昭 (理事長)
〃	〃 西三川 1159	高柳 雅宏
〃	〃 大倉谷 230-1	秋山 保
〃	〃 田切須 256	佐々木 力
〃	〃 大倉谷 209	佐々木 克昭
〃	〃 大倉谷 251	臼杵 克紀
〃	〃 西三川 1221	金子 佳稔
〃	〃 西三川 1627-1	高野 哲男
〃	〃 田切須 775	佐々木 慶一

〃 〃 大倉谷 89 柴原 行雄
監事 〃 西三川 1018 入舟 良夫
〃 〃 田切須 269 佐々木 雅文
就任年月日 平成 28 年 7 月 26 日

2 退任

理事 佐渡市西三川 1046 島倉 武昭
(理事長)
〃 〃 西三川 1159 高柳 雅宏
〃 〃 大倉谷 230-1 秋山 保
〃 〃 田切須 256 佐々木 力
〃 〃 大倉谷 209 佐々木 克昭
〃 〃 大倉谷 251 臼杵 克紀
〃 〃 西三川 1221 金子 佳稔
〃 〃 西三川 1627-1 高野 哲男
〃 〃 田切須 770 佐々木 昇
〃 〃 大倉谷 89 柴原 行雄
監事 〃 西三川 1018 入舟 良夫
〃 〃 田切須 269 佐々木 雅文
退任年月日 平成 28 年 7 月 25 日

◎新潟県告示第940号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成28年7月8日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社太田電機工業所
石田 徹
- 3 主たる営業所の所在地
小千谷市栄町9-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第7603号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年7月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年7月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社大豊地下開発
井口 俊郎
- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市浦佐38-4
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第8641号
- 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年7月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年7月5日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社黒田工務店
黒田 俊一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字横曽根156
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第10222号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年7月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社石田建設
石田 元治
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市中之島中条1273-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第21405号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年7月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年7月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
目黒電気商会
目黒 和彦
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市中島341
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第29524号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年7月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年7月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社プロテック
斉藤 俊幸
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市下々条2-1369-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第39821号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年7月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年7月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
エヌメック東日本株式会社
帆苺 一則
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区豊1-11-55
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第40664号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年7月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年6月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社村尾技建
村尾 治祐
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区女池南2-4-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第4213号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年5月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
丸運交通株式会社
秋山 潔
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区流通センター6-3-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41484号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年5月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年4月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社パルコミュニケーションズ
五十嵐 修
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区東明1-9-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41533号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁体工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
-

6 処分の原因となった事実

平成28年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年6月3日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社シーエフエス

新畑 直毅

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区島見町3399-16

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42476号

5 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年7月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

阿部工務店

阿部 陽一

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区角田浜1548

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43552号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年7月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年7月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社フジマキ

藤巻 真次

3 主たる営業所の所在地

上越市板倉区稲増200-52

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第19799号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年7月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年7月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

信越冷汽株式会社

須田 英樹

3 主たる営業所の所在地

妙高市月岡2-12-8

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40517号
 - 5 処分の内容 建築工事業、電気工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年7月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
長谷川総建株式会社
長谷川 宣一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区大湊624
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-24)第14551号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年6月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社新まるしょう建築
古金 シズエ
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区田中町442
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第15369号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年6月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年6月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中村ポンプ店
中村 征一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市千手2-3-37
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第16639号
 - 5 処分の内容 管工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年7月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社穴沢特殊土木
穴沢 信郎
-

- 3 主たる営業所の所在地
魚沼市穴沢1164
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第17836号
- 5 処分の内容 とび・土工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年7月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年7月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三協
阿部 尚義
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市比角2-3-26
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40581号
 - 5 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁体工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年7月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
板垣建築
板垣 豊志
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市杉平151
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42797号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年7月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大洋工業
本間 洋樹
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市星の宮町10-28
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44570号
 - 5 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年6月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年7月12日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
イセキ
伊石 洋介
- 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市北本町17-2 ルーチェⅡ104
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44549号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年7月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
堀井仮設興業
堀井 美利
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市片貝町743
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43888号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年6月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年7月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
三栄工業
吉原 栄太郎
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市横山1045-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第19361号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年6月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社共同建設
吉川 仁
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区上木戸1-16-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第2769号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業当間地区（下村換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成28年9月1日から平成29年2月10日まで
- 3 作業地域 十日町市当間地内

◎新潟県告示第942号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業六箇地区（田麦（小豆中子）換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成28年9月1日から平成29年2月10日まで
- 3 作業地域 十日町市六箇地内

◎新潟県告示第943号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共3級基準点測量
- 2 作業期間 平成28年5月20日から平成28年7月20日まで
- 3 作業地域 新発田市東新町2丁目、東新町4丁目地内

◎新潟県告示第944号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 起業者の名称
佐渡市
- 2 事業の種類
史跡佐渡金銀山遺跡（西三川砂金山跡）保存整備事業
- 3 起業地
 - (1) 土地
 - ア 収用の部分
佐渡市西三川地内
 - イ 使用の部分
なし
 - (2) 建物
 - ア 収用の部分
佐渡市西三川地内
 - イ 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性
史跡佐渡金銀山遺跡（西三川砂金山跡）保存整備事業（以下「本件事業」という。）は、佐渡市が実施する史跡の保存及び整備であり、これを一般に解放し、広く文化財の価値を伝えるために行う事業で、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業地には、江戸時代後期に笹川集落の名主として重要な役割を担ったとされる金子勘三郎家(以下「金子家」という。)とその南側に立地する鉱山遺跡があるが、その文化的価値は高いものの、いずれも個人の所有となっており、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する文化的活用がなされているとはいえない。金子家には5棟の重要な建造物があるが、現在も所有者が居住しているため公開されておらず、また所有者のみでは維持管理が困難な状況となっている。

佐渡市では、保存管理計画に基づき、これらの遺跡を適切に保存するとともに、一般に公開するために必要な整備を行うこととしている。

本件事業の実施により、来訪者に西三川砂金山跡の価値を理解してもらうことができ、佐渡金銀山の世界遺産登録に向け、これらの遺跡を保護し後世へ伝えていくことは、大きく公益に資するものと認められる。

本件事業による近隣住民等の周辺環境への影響として、来訪者の増加による環境悪化が懸念されるが、パークアンドライドの実施などにより一般車両の乗り入れを抑制し、周辺の個人敷地や農地への立入りに関する来訪者マナーを周知徹底するなど、影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地について、文化財保護法に関しては、起業地全体が史跡に指定されていることから、事業の実施に当たっては佐渡市教育委員会の立会いを求めて適切な措置を講ずることとしており、また、鳥獣の保護に関しては、保護のための特別の措置を講ずべき動植物の存在が確認されているが、施工に際しては佐渡市環境対策課と十分な協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

金子家は、西三川砂金山跡において公開活用を図ることができる唯一の歴史的建造物であり、その南側の鉱山については、金子家と一体をなして公開活用を図ることに適しているものであり、本件事業の目的を達するためには、当該地しか存在せず、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業のうち、金子家については(3)アで述べたように、所有者による維持管理が困難な状況であり、建造物の経年劣化の進行が著しく、早急に保存のための適切な修理が必要となっている。また、佐渡市では、今後の世界遺産登録に向け、当該起業地の価値を来訪者に理解してもらう好機ととらえ、観光客の増加に対する受入れ体制をできるだけ早く整える必要があるとしている。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び建物を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

佐渡市役所世界遺産推進課

◎新潟県告示第945号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成28年9月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
十日町市
- 2 事業の種類
十日町市高山コミュニティセンター建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
十日町市春日地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

十日町市高山コミュニティセンター建設事業（以下「本件事業」という。）は、十日町市民が地域コミュニティでの多種多様な活動を行うために必要な施設で十日町市が設置するものであり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度も予算措置することを確認していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

十日町市高山地区では、市が進める「十日町市協働のまちづくり推進指針」に基づき、高山コミュニティセンターを拠点として、平成24年度から地域自治組織としての活動をスタートさせた。しかし、現在の高山コミュニティセンターは、1階部分に十日町市立高山保育園を併設しており、建物の2階部分だけがコミュニティセンターの活動スペースとなっているため、集会や会合をするのに手狭で使い勝手が悪く、活動に支障が生じている。また、この施設は市の指定避難所となっているが、コミュニティ機能が2階にあるため、非常時には、高齢者や障害者等の災害弱者にとって大変不便である。さらに、1階部分の保育園では、近年の園児数の増加に伴い保育室や駐車場不足が深刻な問題となっている。

市では、これらの不都合を解消するため、2階部分のコミュニティセンターを新たに建設して移転することとし、現在の建物は保育園として活用することとしたものである。

新たに建設される高山コミュニティセンターには、1階に高齢者集会室や防災倉庫を設け、2階には可動式間仕切りによる大中の会議室を設置する計画であり、本件事業の実施により、地域の自治活動の幅が広がり、地区防災の拠点としての機能が強化されることが期待される。さらには、現在の施設を保育園が利用することとなるため、保育園利用者にとっても保育室や駐車場が拡充され、得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

本件事業による近隣住民等の周辺環境への影響については、起業地は北、東、南の三方に住宅があるため、施設をできるだけ西側に寄せて配置し日照を確保すること、窓は全て二重窓にして施設利用による騒音などの影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関しては、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれておらず、自然環境の保全及び鳥獣の保護に関しては指定の区域に該当しない旨、それぞれ市が担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、「高山コミュニティセンター建設委員会」が、周辺環境や冬期の除雪

のしやすさなどを考慮して3箇所の候補地を選定し、立地条件や事業実施後の発展性などを比較検討した。その結果、本件起業地は幹線道路に近く立地条件がよいこと、近くの春日公園と合わせて各種事業を展開できるなど、地域コミュニティ活動の活性化が見込まれることから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の施設は、1階の保育園との共同利用のため、手狭で使い勝手が悪く、大規模な会議や講演会などの会場確保が難しいことから、市民からコミュニティセンター移築について要望が出ている。また、1階の保育園においても、保育園利用者等から保育室及び駐車場の拡充を求める声が出ていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

十日町市役所

◎新潟県告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 来迎寺停車場神谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市神谷字村下925番1から	新	9.0～13.6メートル	135.4メートル
同市神谷字中豊先1492番1まで	旧	9.0～24.4メートル	135.8メートル

◎新潟県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 来迎寺停車場神谷線
- 2 供用開始の区間

長岡市神谷字村下925番1から同市神谷字中豊先1492番1まで

3 供用開始の期日 平成28年9月2日

◎新潟県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市山崎字会所前口95番1から 同市小原字坂ノ下辛532番1まで	新	(A) 3.6～44.5メートル	1,929.3メートル
		(B) 13.4～56.6メートル	1,898.0メートル
	旧	(A) 3.6～44.5メートル	1,929.3メートル
		(B) 13.4～56.6メートル	1,898.0メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間一般国道117号、県道小千谷十日町津南線及び県道中深見越後田沢停車場線と重用
- 3 路線の重複
一部区間十日町市道山崎干溝線、十日町市道田中小原線及び十日町市道荒屋田沢線と重複

◎新潟県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
十日町市小原字坂ノ下辛216番1から十日町市小原字坂ノ下辛532番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年9月5日

◎新潟県告示第950号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - ・種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）
 - ・名称 美咲町地区地区計画

- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第951号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称
新潟県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画及び燕弥彦都市計画下水道事業
 - (2) 名称 西川流域下水道(西川処理区)
- 3 事業施行期間
平成5年6月8日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用試験研究ソフトウェア一式(その21)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用試験研究ソフトウェア一式(その21)の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成28年9月30日(金)
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 平成28年9月2日(金)から平成28年9月12日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年9月21日(水) 午前10時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3(1)に定める入札執行日前5年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約を締結した実績がある者であること。
- (3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (6) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (7) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成28年9月2日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年9月14日（水） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成28年9月16日（金） 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県LANシステム用試験研究ソフトウェア一式（その21）の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った

者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用試験研究ソフトウェア一式（その21）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

平成28年度後期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 等級別実施職種

(1) 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、金型製作、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、製版（DTPに係るものに限る。）、製本（製本に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食に係るものに限る。）、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、みそ製造、酒造、建築大工、

かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）、及び義肢・装具製作

(3) 3級

機械加工（普通旋盤の学科に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）、及び貴金属装身具製作

(4) 等級を区分しないもの（単一等級）

樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 在校生以外

17,000円（ただし、和裁、テクニカルイラストレーション及び機械・プラント製図については12,500円、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円）

(イ) 在校生

11,300円（ただし、和裁、テクニカルイラストレーション及び機械・プラント製図については8,300円、機械検査については9,400円）

なお「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

イ 実施期日

平成28年12月1日（木）から平成29年2月12日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成28年11月24日（木）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 平成29年1月22日（日）に実施する職種

a 1級及び2級

鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験（組織試験に係るものに限る。)

b 3級

電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）及び配管（建築配管に係るものに限る。）

(イ) 平成29年1月29日（日）に実施する職種

a 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

b 1級及び2級

さく井、金型製作、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、

自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、製本（製本に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食に係るものに限る。）、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、みそ製造、酒造、厨房設備施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）

c 3級

冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）及び貴金属装身具製作

d 単一等級

バルコニー施工

(ウ) 平成29年2月5日(日)に実施する職種

a 1級及び2級

半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版（DTPに係るものに限る。）、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、電気製図、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）及び義肢・装具製作

b 3級

機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、和裁、建築大工及びテクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）

c 単一等級

樹脂接着剤注入施工

ウ 実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(ア) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鑑西1丁目11番2号

(イ) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番2

(ウ) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉3丁目1番1号

(エ) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 手数料

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成28年10月3日(月)から平成28年10月14日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるもの限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受験者の受験番号を、平成29年3月10日(金)付けの新潟県報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話025-283-2155)又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課(電話025-280-5263)へ問い合わせること。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

通信回線機器等賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 契約方式

一般競争入札

4 落札決定日

平成28年7月19日(火)

5 落札者の氏名及び住所

N T Tファイナンス株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215番地7

6 落札価格

91,238,400円

7 入札公告日

平成28年6月3日(金)

8 落札方式

最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全身麻酔システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年9月2日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

全身麻酔システム 1式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 納入期限
平成28年12月28日(水)

(4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年9月12日(月)午前10時
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないと

- きは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、高圧蒸気滅菌装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年9月2日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

高圧蒸気滅菌装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月28日（水）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年9月12日（月）午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医用超音波洗浄装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年9月2日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

医用超音波洗浄装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月28日(水)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年9月12日(月)午前11時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
 - イ 詳細は入札説明書による。

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成28年9月2日

新潟県監査委員	野上	信子
新潟県監査委員	富樫	一成
新潟県監査委員	上杉	知之
新潟県監査委員	高橋	猛

平成27年度 包括外部監査結果に基づく措置内容
 テーマ「高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況」

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
1 高齢者福祉事業			
(1) 高齢者施設整備事業			
指摘 1	要綱上の調整率の取扱い	高齢者施設整備費補助金交付要綱に記載されている調整率が使用されず、要綱と異なる運用となっている。高齢者施設整備費補助金交付要綱は、補助金交付に係る重要事項を取りまとめたものであり、当然に県はその要綱に従って適切な業務の執行が求められるため、要綱と異なる運用をするべきではなく、適用しない調整率があるのであれば、適時・適切に要綱を改正すべきである。	適用しない調整率について削除し、要綱を改正した。
意見 1	消費税にかかる仕入控除税額の報告	補助金に係る仕入控除税額の報告について事業者からの報告を待つという受身の体制ではなく、仕入控除税額確定後に全ての事業者に対し、県への報告を求める等の積極的な対応が望まれる。	全ての補助事業者に対し、額の確定時に文書で指導し、仕入控除税額確定後に県へ報告するよう求めた。
(2) 高齢者福祉施設開設等支援事業			
意見 2	補助金審査体制	高齢者福祉施設開設等支援補助金のうち、地域密着型施設に対するものは市町村を通じて補助事業者に交付されるため、県は必要に応じて市町村が実施した審査資料等を確認するとともに、市町村に対し、補助金の審査を徹底させることが望まれる。	市町村から県への実績報告提出時に、事業者の実績報告や審査資料等の添付を求め確認した。また、市町村に補助金審査の徹底について通知した。
意見 3	補助金により取得した資産の管理	県は補助事業者が補助金により取得した資産を知事の承認を受けずに廃棄、処分することを防ぐためにも、補助事業者に対し、他の資産と区別して固定資産台帳に登録し、現物を資産番号で特定できるようにするなど、適切な管理を行うよう積極的に指導することが望まれる。	補助事業者に対し資産を適切に管理するよう指導した。また、介護保険法及び老人福祉法に係る現地確認の際に固定資産台帳を確認した。
(3) 軽費老人ホーム事務費補助金			
意見 4	補助金審査体制	軽費老人ホーム事務費補助金の審査において収支報告書との整合性を確認しているが、各科目の実支出額の妥当性の確認を行っていない。本包括外部監査において異常値が発見されていることから、他の施設との比較や比率分析等を実施し異常値の有無を確認することが望ましい。なお、県で分析しやすいように現在書面にて入手している実績報告資料の一部をデータで入手する等の対応も合わせて検討することが望まれる。	実績報告資料から他の施設との比較や比率分析を実施し、異常値の有無を確認した。また、実績報告資料である収支計算書等について電子データでの提出を求め、入手した。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
指摘2	新会計基準の導入に伴う対応	平成27年度より全ての社会福祉法人が新会計基準に移行していることから、新潟県軽費老人ホーム補助金交付要綱に記載されている補助対象経費の勘定科目を遅滞なく、新会計基準の勘定科目に改正すべきである。	新会計基準の勘定科目に修正し、要綱を改正した。
意見5	補助基準額の見直し	軽費老人ホーム事務費補助金の補助基準額は、平成16年度に県単独事業となってから加算率等の軽微な見直しは行われているものの、抜本的な見直しは行われていない。経済環境の変化に伴い、補助基準額が実態と乖離している可能性があること、施設の形態、規模による公平性が求められることから補助基準額の見直しを行うことが望まれる。なお、補助金が軽費老人ホーム事務費補助金のように長期にわたり継続している運営費の補助については、補助団体の既得権化や補助内容の硬直化が起こる可能性が高いため、一定期間ごとに補助基準額の見直しを行うことが望まれる。	社会情勢の変化や施設の設定目的等を踏まえ、平成29年度予算要求にあわせて補助基準額を見直す。
指摘3	要綱にある交付条件と補助金の交付	補助対象となる業務委託契約について県が行う契約手続の取扱いに準拠せず、入札を行うべき契約において随意契約によっている事案が発見された。補助金の交付条件を満たしていないということは、要綱違反であるため、補助事業者に対し、早急に改善させるべきである。	補助事業者に対して指導を実施し、改善済み。今後、同様の事例を把握したときは、補助金交付申請時等に改善指導を行う。
指摘4	補助金審査体制	軽費老人ホーム事務費補助金の審査において、補助金額算定の基礎となる事務費実支出額が補助金の交付条件を満たしているか確認できていないものがある。施設に対し事務費実支出額が補助金の交付条件を満たしていることを確認できる書類（契約関連書類）の提出を求め、実効性のある補助金審査を行うべきである。	補助事業者に対し、交付申請時点で契約済みの契約関係書類の提出を求め、確認した。(H28.8) また、実績報告時において、当該年度の契約関係書類の提出を求め、確認する。(H29.3)
意見6	指導監査部署と補助金所管部署との連携	補助金の交付条件を満たしていない事実が判明した場合は、県は施設に対し指導を行い、改善が見込まれない場合には補助金の差し止め又は返還を求める方針とのことである。そのため、県は施設に対する指導の実効性を高めるとともに、改善が見込まれない場合には、補助金の全部又は一部を取り消す旨を施設に対し文書により通知する等、補助金交付決定の取り消しの実行可能性を高めることが望まれる。	交付申請時に、交付条件の周知とあわせて条件を満たさない場合は補助金取消しの可能性がある旨を通知し、実行性を高めた。なお、改善が見込まれない施設に対しては、指導監査部署と連携して現地調査等を行い、補助金の全部又は一部の取消しを検討する。
意見7	指導監査部署と補助金所管部署との連携	補助事業者に対する指導の実効性を高めるため、施設に対する指導監督を行う国保・福祉指導課と補助金所管部署である高齢福祉保健課との連携を一層強化することが望まれる。	指導監査部署から補助金所管部署への監査結果報告を、交付条件に合致しているかの観点で確認し、その結果を情報共有するなど連携を強化した。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
(4) 明るい長寿社会づくり事業			
意見 8	補助金審査体制	明るい長寿社会づくり事業補助金に係る補助金の審査において、実績報告の添付資料間の整合性が確認されていない。県が入手している当該事業を含む高齢者福祉活動推進事業全体の「収支決算書」では実績報告との整合性の確認がとれないため、少なくとも「明るい長寿社会づくり事業」単独に係る「収支決算書」を入手し、「補助金精算書」に記載されている実支出額との整合性は確認すべきである。	明るい長寿社会づくり事業に係る収支を明確にした収支決算書を事業実施者から入手し、整合性を確認した。
2 高齢者福祉運営団体への指導監査			
意見 9	特別監査の実施方針	相談や通報等によって、重要な問題の兆候を示していると考えられる場合には速やかな対応が求められる。その際、特別監査は有用な手段の一つと考えられるため、特別監査を実施する際の方針を明確に定め、指導監査を適時に実施できるように指針やマニュアル等を整備することが望まれる。	特別監査実施基準を策定し、特別監査を実施する際の方針を明確にした。
意見10	繰り返される指摘に対する指導監査の実効性	指摘事項について、改善されないまま繰り返し指摘を受けている場合には、実際に「改善状況報告書の提出を要しない指摘事項」から「改善状況報告書の提出を要する指摘事項」へ変更することもある。しかし、「改善状況報告書の提出を要しない指摘事項」が何度繰り返されると「改善状況報告書の提出を要する指摘事項」へ変更するのといった点については個々の案件ごとに判断する運用となっており、明確な指針やマニュアルはないため、判断指針やマニュアル等を整備するなど厳格な運用が望まれる。	指導監査実施要領を改正し、「改善状況報告書の提出を要しない指摘事項」が繰り返された場合は、原則として「改善状況報告書の提出を要する指摘事項」とすることとした。
意見11	指導監査における立会者の明確化	指導監査の結果をまとめるために作成している監査調書等において、指導監査における立会者と講評における出席役員を記録として残すべきである。	指導監査調書を改正し、立会者及び講評出席役員等を記録することとした。
指摘 5	監事監査の有効性	前回指導監査での指摘事項が繰り返された場合は、法人及び事業の運営全般を監査する監事の職務遂行に対しても何らかの問題があるというべきである。そのため、前回指導監査での指摘事項が繰り返された場合には、監事の職務遂行を改善すべきであるということを、原則的に指摘として、社会福祉法人に示すべきである。	関係部署との指導監査連絡会議において、原則として、同じ内容の指摘事項が繰り返された場合には、監事の職務遂行の改善について指摘する方針を確認した。
指摘 6	現況報告書等のインターネット開示	社会福祉法人の運営の透明性を図るため、現況報告書及びその添付書類の情報開示が求められているが、情報開示が十分でない社会福祉法人が存在している。新潟県は、情報開示の必要性を社会福祉法人に十分に指導する必要がある。	情報開示が十分でない社会福祉法人には個別に指導し、情報開示を徹底させた。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
指摘7	実地調査における発見事項	包括外部監査人が実施した実地調査において各社会福祉法人で複数の不備が発見されている。新潟県として未対応の不備については、指導の実効性を高めることが必要である。	研修を充実することにより、指導監査における指導の実効性を高めることとした。
意見12	社会福祉法人の内部留保	社会福祉法人の内部留保に対する財務規律を強化する方向性で国も検討している。新潟県としても、国の動向を踏まえて、指導の方針を定める必要がある。	国が年度内に定める方針に基づき、県の方針を定める。
意見13	指導監査時間の確保	監査資源は有限である以上、指導監査機能を拡充させるためには、監査資源の増加と監査資源配分の最適化が考えられる。監査資源の増加については、人員増加が考えられる。人員増加はコストの増加を伴うが、社会福祉法人の適正かつ公平で透明性のある運営を実現するために必要なコストであれば検討すべきである。また、監査資源の配分を最適化することについては、例えば、書面監査の実施割合を増加させるといったことや、リスクが低いと考えられる対象先については機械的に2年に一度実施するという方針を見直すことで、リスクが高い先への指導監査実施における時間を確保し、質の向上を図るといったことを検討すべきである。	監査手法の見直し等により、対象先のリスクに応じてメリハリのある指導監査を実施することとした。
3 介護保険			
意見14	保険者の介護給付適正化の取組状況の把握	介護給付適正化を推進する観点から、各保険者の取組状況や課題を十分に把握・分析した上で、県による適切な支援を検討することが望まれる。具体的には、介護保険運営推進事業の実施状況を把握するのに際し、適時に各保険者への面談を行うことや、国が毎年実施している実施状況調査に際して、国のフォームに加え、県の特性分析が可能となる程度まで調査項目の詳細度を高めた県独自のフォームへの回答を各保険者に依頼し、調査結果の実効性を高めるなどの方法が考えられる。	国調査を補完するため、県独自のフォームによる調査を実施し、保険者が適正化事業を実施する上での課題を把握した。把握した課題を踏まえ保険者支援を検討し、今年度の研修に反映させた。さらに、8月下旬から9月に保険者との面談を実施し、分析を行うことにより次年度の支援を検討する。
意見15	集団指導の欠席管理	県は集団指導を継続して欠席しているサービス事業者等を把握・管理し、集団指導への出席を個別に促すとともに、実地指導先の選定の際の1つの目安にする等、指導の実効性を一層高めることが望まれる。	集団指導を連続して欠席した事業所を把握・管理し、出席を促すとともに、実地指導先の選定の1つの目安とした。
指摘8	苦情処理マニュアル	「介護保険制度における苦情処理マニュアル」は介護保険制度が施行された平成12年4月以降、一度も改訂されておらず、現制度との乖離が生じているため、新潟県は国保連に対し、適時・適切に改訂するように指導すべきである。	国保連を指導し、平成28年3月末に改訂させた。また、法改正の都度、改訂するよう指導済みであり、必要な支援も行っていく。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見16	苦情の一元管理	新潟県（高齢福祉保健課及び国保・福祉指導課）に寄せられた苦情等は電子媒体（エクセル）で管理されている一方で、国保連から入手する苦情等の情報はPDFで送付されるため、新潟県では印刷して紙媒体で保管している。つまり、新潟県に集約される苦情等が電子媒体で管理されているものと紙媒体で管理されているものがあるため、これらの情報の検索、抽出、加工等における効率化の観点から、電子媒体（エクセル等）で管理することが望まれる。	国保連から入手した苦情等の情報を、電子媒体（エクセル）で一元管理するよう改めた。